

西海市教育委員会（令和８年第５回定例会）会議録

期 日： 令和８年５月２７日（水） 午前９時３０分開会

場 所： 西海市教育委員会 ３階大会議室

出席委員： 教育長 谷口 昭文
委員 北島 淳朗、武宮 智、谷口 久美子、山本 美紀

出席職員： 教育次長 下田 昭博
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 熊本 英哲、山下 健悟
主査 椿 ちひろ（書記）
学校教育課 課長 長谷川 文也
課長補佐 宮崎 正士
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 吉村 美香、染 一実

傍 聴 者： なし

１．開会

○教育長

それでは、令和８年第５回定例会教育委員会を開会いたします。

２．会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に谷口委員、山本委員を指名いたします。また、会議録は、各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

３．会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日１日限りといたしますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日１日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして、諸報告を行います。教育長の一般報告 5 月のものをご覧ください。主なものについて報告をいたします。

月日	曜	項目
5月1日	金	令和 8 年度長崎県更生保護協会西海支部役員会
		第76回 “社会を明るくする運動” 西海市推進委員会
5月7日	木	第 2 回校長会研修会
5月7日	木	来客対応（市中体連会長・理事長）
5月11日	月	臨時議会
5月14日	木	第 1 回初任者研修地区研修
5月15日	金	教育長退任式
5月17日	日	西彼中学校、大瀬戸中学校体育大会訪問
5月18日	月	教育長辞令交付式
5月19日	火	高校・地域連携イキイキ活性化事業（第 1 回コンソーシアム会議）
5月19日	火	イラスト展
5月20日	水	教育長訓示
5月20日	水	令和8年度西海市防災会議
5月21日	木	西海市スポーツ推進審議会
5月22日	金	中堅教諭等資質向上研修西海地区実施運営委員会
5月22日	金	令和 8 年度西海市行政区長連絡協議会総会
5月22日	金	西海市青少年育成協議会 総会
5月24日	日	小学校運動会視察
5月24日	日	公益社団法人日本 3 B 体操協会
5月25日 26日 27日	月 火 水	校長当初面談
5月25日	月	令和 8 年度「長崎県税務署管内租税教育推進協議会」総会
5月26日	火	令和 8 年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会及び合同研修会

以上が報告となります。諸報告に対する質疑はありませんか。

（質疑なし）

以上で諸報告を終わります。それでは、ただいまから議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第36号「西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1、議案第36号「西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

皆様、改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第36号「西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は、現委員の任期が、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間となっておりますところでありますけれども、今年度の教職員の人事異動や長崎西彼農協グリーンセンター店長、西海市水産振興協議会など、所属団体等における代表者や役職の変更、各学校給食共同調理場における管理者の変更に伴い、17名の委員のうち9名の委員について、新たな委嘱を行うものです。参考条文につきましては1ページ下段に掲載しております。

2ページをお願いします。運営委員会委員名簿の案を掲載しております。1番と3番、4番、7番から10番、14番及び16番の委員につきまして、新たな方を委員として委嘱しようとするものでございます。

新たな委員の任期は、現委員の任期の残任期間である令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間となっております。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第36号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第36号「西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2、議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたしま

す。提案理由のご説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」は、学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される開かれた学校づくりを進めるため、西海市学校運営協議会規則第7条及び第9条の規定に基づき、西海市学校運営協議会委員を委嘱するものです。なお任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとするものです。参考条文については、1ページから2ページに記載をしております。

学校運営協議会につきましては、西海市立ときわ台小学校、大串小学校、西彼北小学校、西海東小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校、大瀬戸小学校及び今年度から新たに雪浦小学校に設置をするものです。具体的な学校運営協議会委員の名簿の案につきましては、3ページ以降に学校ごとに掲載をしております。学校のほうから、各校の地域性や特性等を考慮して名簿案として推薦をいただいているものでございます。

変更内容は各団体の代表者の変更や役職変更、人事異動等によるものとなっておりますが、3ページのときわ台小学校の7番、白似田郷の区長さんと、8番の上岳郷の区長さんが新たに加わっており、10ページになりますけれども、大瀬戸小学校の12番で大瀬戸小学校のPTAに顧問という役職が新設をされたということで、それに伴う1名の追加がなされているところでございます。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第37号の説明がありましたが、質疑はありませんか。武宮委員。

○武宮委員

ご説明ありがとうございます。もし分かればいいんですが、ときわ台小学校に、7番8番のお2人の区長さんが増えた理由というか、増員された理由がもし分かれば教えてください。

○教育長

教育次長。

○教育次長

地域のお声を踏まえての追加と聞いております。

○教育長

ほかにありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第37号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第38号「西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」
○教育長

日程第3、議案第38号「西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第38号「西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」は、令和8年3月31日で委員の任期が満了となっております。そのため、西海市立小学校及び中学校管理規則第32条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお任期は、令和8年の6月1日から令和9年3月31日までとするものです。参考条文については、下段に掲載しております。

先ほど審議をいただいた37号に関連して、コミュニティ・スクールを置いていない学校、今年度は中学校のみとなりますけれども、これについては引き続きこの学校評議員を置くことにしております。令和9年度の中学校への学校運営協議会、コミュニティ・スクールの設置に伴って、この学校評議員制度は廃止する方向となっております。重複する委員も多いということが理由となっております。

2ページをお願いします。2ページが学校評議員の名簿案になります。1番から4番まで西彼中学校、5番から8番までが西海中学校、9番から11番まで大崎中学校、12番から14番まで大瀬戸中学校となっております。なお全ての委員の任期が変更となります。また新たに学校評議員としてお願いする方が、1番と10番の委員になります。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第38号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第38号「西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第39号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第4、議案第39号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第39号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」は、令和8年3月31日で委員の任期が満了となったため、西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお任期につきましては、令和8年6月1日から令和9年3月31日までとするものです。参考条文につきましては1ページ下段に掲載しております。

2ページ以降が評価委員会委員の名簿案になります。氏名の新しい欄に下線のある方の行が、委員が交代される部分になります。なお、全ての委員の任期が変更となります。

2ページにつきましては、西彼地区の委員で、ときわ台小学校、大串小学校、西彼北小学校、西彼中学校から推薦いただいている委員になります。

次の3ページにつきましては、25番まで西海地区の委員で、西海東小学校、西海北小学校、西海小学校、そして西海中学校から推薦をいただいている委員になります。

3ページの26番から4ページの33番までが、大崎地区の委員で、大崎小学校及び大崎中学校から推薦をいただいている委員になります。

最後に4ページの34番から5ページにかけては、大瀬戸地区の委員で、大瀬戸小学校、雪浦小学校、大瀬戸中学校から推薦をいただいている委員になります。なお5ページの40番の委員さんにつきましては、新たに追加をされているところであります。旧の欄は本来斜線を引くべきかなと思いますけれども、大変失礼いたしました。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第39号の説明がありました。質疑はありませんか。北島委員。

○北島委員

北島です。これまでの議案で、コミュニティ・スクール、それから学校評議員、そしてこの評価委員会ということで、それぞれ協議体が出てきておりますけれども、今後先ほどの中学校の学校評議員会においては、コミュニティ・スクールというところに包含されていくよ

うなニュアンスかなとお聞きしておりました。

一方で、この地区学校評価委員会というものが、新たな委員さんも選出されるなど、今後コミュニティ・スクールとの関係性というのが、どのような形になるのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○教育長

教育次長。

○教育次長

学校運営協議会、来年度以降の中学校の設置に伴い、学校評価委員制度についてもその機能を学校運営協議会の中に組み込んでいくという方向性になっております。

○教育長

北島委員。

○北島委員

そうすると、もう最終的にコミュニティ・スクールの会議体・協議体の中に包含していくような形ですね。で、その上で、今回は改めて、雪浦のほうでは、この方を評価委員として選出されるっていうのは、そういった方向性も踏まえた上での選出と考えてよろしいんですかね。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

お答えします。どうしても各地区、コミュニティ・スクールの委員の方、それから学校評議員、地区評価委員さんというのが、どうしても重なりが出てくる部分があります。その辺で、今後、コミュニティ・スクールに包含されていくという中で、やっぱり人選っていう部分でも、学校としては、おそらく見通しを持って選出をされているものと捉えておりますので、委員さん自身もそのことは十分把握しておられると思っております。以上です。

○北島委員

承知しました。運営協議会の委員にもなってらっしゃるということで。

○教育長

教育次長。

○教育次長

雪浦のほうは、もともとそういう組織があったものを、次年度以降そういう機能を持たせ

るということを踏まえて、委員おっしゃるようなこういう形で入ってきていると、見据えて入っているということでもあります。

○教育長

ほかありませんか。よろしいでしょうか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第39号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第39号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第40号「西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」

○教育長

続いて日程第5、議案第40号「西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第40号「西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」は、欠員が生じたのでということでありますけども、県のスクールソーシャルワーカーであった方の退職に伴いまして、新たな県のスクールソーシャルワーカーの方を委員として委嘱しようとするものでございます。参考条文につきましては1ページ下段に掲載しております。

裏面に行きまして、変更となる委員さんは、3番の委員さんになります。現委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっておりますけれども、今回新たに委嘱する委員さんについては、残任期間である令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とするものでございます。説明については以上です。

○教育長

ただいま、議案第40号の説明がありました。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第40号「西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第6】議案第41号「西海市社会教育委員の委嘱について」

○教育長

日程第6、議案第41号「西海市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。
提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第41号「西海市社会教育委員の委嘱について」は、退任があったためと書いてありますけれども、市PTA連合会会長の交代及び市人権擁護委員さんの交代に伴って、2名の委員に欠員が生じておりますので、今回後任の委員を委嘱しようとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段から2ページにかけて掲載しております。

3ページをお願いします。変更となる委員は、2番と7番の委員になります。現委員の任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間となっておりますけれども、今回新たに委嘱する委員については、残任期間である令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間とするものです。説明については以上です。

○教育長

ただいま、議案第41号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、谷口委員。

○谷口委員

質疑ということではありませんけど、お示しいただいた名簿の案の9番と10番の所属については、校長会でよろしいかと思うんですけど、括弧の中の今所属する学校名が違っているのではないかと気づきましたが。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

大変申し訳ございません。委員ご指摘のとおり9番のつきましては、4月1日より西海北小の校長先生でございます。また10番につきましても、こちら西海中の校長先生でございます。大変失礼しました。

○教育長

この場で訂正ということでよろしいでしょうか。

(はいの声)

ほかにありませんか。武宮委員。

○武宮委員

3 ページの2 番の旧の竹口さんなんですけども、議案の36号の名簿だと、7 番に新で上がってきていて、このPTA連合会の任期というか、それは整合性がつくのかなと思ってお尋ねなんですけども、そういう理解で。

○教育長

教育次長。

○教育次長

36号のほうは、大瀬戸地区代表ということになっておりますので、そのような推薦があったのではないかと考えております。

○武宮委員

はい、分かりましたありがとうございます。

○教育長

ほかにありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第41号「西海市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第7】議案第42号「西海市立図書館協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第7、議案第42号「西海市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第42号「西海市立図書館協議会委員の委嘱について」は、人事異動に伴い、校長会代表及び学校教育課の委員に欠員が生じておりますので、今回後任の委員を委嘱するものでございます。参考条文につきましては、1ページ下段に掲載しております。

2ページをお願いします。変更となる委員は、2番と5番の委員さんになります。現委員の任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間となっておりますが、今回新たに委嘱する委員については、残任期間ではありますけれども、令和8年4月1日に遡って、同日から令和9年5月31日までの1年と2か月間となるものでございます。説明については以上です。

○教育長

ただいま、議案第42号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第42号「西海市立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第8】議案第43号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」
(教育費補正予算第1号)

○教育長

日程第8、議案第43号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」(教育費補正予算第1号)を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第43号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」(教育費補正予算第1号)は、令和8年度西海市一般会計補正予算第1号中、教育費の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文については、1ページ下段に掲載しております。

2ページが、補正予算の内容になります。今回補正があるのは、2項小学校費の1目、学校管理費及び同2目教育振興費の二つとなります。

まず1目学校管理費については、小学校一般管理費の事業で、西彼地区と西海地区の各小

学校6校のプールの修繕を行うものです。昨年の時点で、西彼北小学校及び西海小学校のプールが築後40年を経過しており、この2校を含む全ての小学校のプールについて1度も点検がなされておらず、プール槽が劣化し、使用に支障を来している状況がございました。

これを受けて昨年度予算において点検を行い、今回その結果を踏まえて、西海東小学校及び西海小学校の2校について、塗装部分に隙間等が生じ、けがをする可能性が高い箇所について、ガラスマット部分の修繕、及び水中ボンドによる修繕を予定しております。

また、ときわ台小学校、大串小学校、西彼北小学校、西海北小学校の4校については、塗装部分に軽微な剥離等が生じ、けがをする可能性がある箇所について、水中ボンドによる修繕を行うこととしております。これらの修繕について当初予算で計上しております小学校の修繕費への多くが、既に執行されている状況にあるため、現計予算では不足する見込みがあることから、今回、修繕費相当額の873万円を計上するものです。

次に2目教育振興費については、西海小学校教育振興費の事業で、前回の教育委員会の際に、3月31日付の専決補正に関してご説明をしたところですが、西海小学校区内の事業所ミスズライフから、小学校の図書購入費として指定寄附を受納し、これを基金に積立てた分について、歳出のほうで図書購入費として予算計上するものです。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第43号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第43号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」(教育費補正予算第1号)は、原案のとおり可決されました。

【日程第9】議案第44号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第9、議案第44号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第44号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、令和8年度の国の予算単価の見直しに伴う改正となっております。改正のポイントをご覧ください。

ポイント1が、今申し上げました、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価及び国庫補

助限度額単価が改正されたため、これに準じて支給している準要保護者に対する就学援助の支給額の改正を行うものです。

ポイント2、予算措置については、予算編成時の国の概算要求資料に基づいて、増額分を加算措置しておりましたため、補正の必要はないという判断をいたしております。

ポイント3、対象者への周知方法は、認定者へ1学期分の就学援助費支給費の支給通知の際に、新たな金額の限度額表の同封を予定しているところでございます。ポイント4については別途説明をさせていただきます。

改正内容について先にご説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。準要保護者の就学援助基準を定めております別表第2において、新入学児童生徒学用品等の支給額について、小学生5万7,060円を、6万4,300円に、中学生6万3,000円を8万1,000円にそれぞれ改正し、また給食費について、小学生5万8,000円を6万3,000円に改正するものです。

次に、準要保護者の就学援助基準のうち市内在住で市外通学に係る基準を定めております別表第3において、新入学児童生徒学用品等の支給額について、小学生5万7,060円を、6万4,300円に、中学生6万3,000円を8万1,000円にそれぞれ改正するものです。また生徒会費について、小学生4,610円を4,650円に改正するものです。

最後に準要保護者の就学援助基準のうち、市外在住で市内通学に係る基準を定めております別表第4において、給食費の支給額について、小学生5万8,000円を6万3,000円に改めるものです。

なお、先ほど申し上げたポイント4のところにありますけれども、附則においては、この規則を公布の日から施行した上で、別表第3の生徒会費の項についてのみ、令和2年4月1日から、その他の規定は令和8年4月1日から、それぞれ遡及適用することといたしております。

なお、この別表第3の生徒会費に係る規定は、令和2年6月22日の教育委員会に提出された、当時の議案第38号において、小学生の生徒会費に係る改正後の金額に間違いがあり、当時の議案で4,610円を4,650円に今回変えておりますけれども、当時4,650円に改正すべきところを、新旧対照表では正しい内容になっていたんですけれども、肝心の議案のほうで4,610円のままとなっていたことによって、今現在まで正しい金額に改正されていない状態となっております。よってこの分についてのみ、今回の改正をした上で令和2年4月1日に遡って、いわば違法性を治癒するという附則の規定となっているところでございます。なお、通常実際の支給について合法化するためにみなし規定を置くんですけれども、支出実績がないということで、みなし規定は置いていないというところでございます。説明は以上です。

○教育長

ただいま議案第44号の説明がありましたが、質疑はありませんか。北島委員。

○北島委員

はい。内容についてではないんですけども、どうやってこういったことが分かった、判明されたんですかね。よく分かりましたね、よかったです。分からなければいいです。大丈夫

です。

○教育長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第44号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第10】議案第45号「西海市学校給食費抜本的負担軽減補助事業補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第10、議案第45号「西海市学校給食費抜本的負担軽減補助事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第45号「西海市学校給食費抜本的負担軽減補助事業補助金交付要綱の制定について」は、西海市学校給食費の負担軽減補助金交付について必要な事項を定めるため、当該要綱を定めるものとなっております。改正のポイントをお願いします。

ポイント1、今回の制定の理由、教育に係る保護者負担の軽減を図り、子育て支援を推進することを目的として、長崎県内の市町立小学校、義務教育学校前期課程及び県立特別支援学校小学部の学校給食費を補助するため、長崎県が学校給食費負担軽減補助金実施要綱を制定したことに伴い、必要となる経費の補助を行うため、当該要綱を制定しようとするものです。国の負担で長崎県が交付金を出すと、長崎県の負担分は、地方交付税で基準財政需要額に算入されて、結局国が負担することになるという仕組みになっております。

ポイント2、補助対象者は、本要綱で定める市内の小学校に在学する学校給食を受ける児童と生計を一にしている保護者、西海市学校給食費徴収規則第5条の規定により、学校給食申込書を提出している保護者を補助対象者とします。補助対象者は保護者になっておりますけれども申請は委任を受けた学校給食会が行うという形式になっております。

ポイント3が補助金額、5,200円掛け11期、小学校の保護者が負担する学校給食費の補助になります。大体月額で5,600円から5,700円程度の見込みになってるところ、5,200円を負担すると。国はつい最近まで無償化って呼んでたんですけど、抜本的負担軽減ということに

変わりまして、5,200円だけが補助されるということになっております。

施行時期については、告示日の日から施行して今年度の予算に伴う補助金から適用するという予定になっております。なお小学校の分の今年度については、不足分、この5,200円と5,700円程度の5,700円弱の差額分については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が今年ありますので、それで賄っているというところでございます。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第45号の説明がありました、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第45号「西海市学校給食費抜本的負担軽減補助事業補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。以上で本日の議事は全て終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

(資料により報告)

○教育長

では、委員の皆様から何かございませんか。はい、北島委員。

○北島委員

吉浦課長ありがとうございました。まず学校教育課のほうで説明がありましたオンライン学習会の件で、自宅での教材が年間3,300円ということでした。要保護、準要保護の対象者については、このあたりの助成っていうのはあるのでしょうかっていうところを、まず一つお聞きしたいんですがいかがでしょうか。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

有償化については、それまで過去の分については、西海市のほうで負担をしてたところがあります。ただ、何ていうかな、児童にとっても、児童・生徒にとっても保護者にとっても、主体的なやっぱり参画を促そうというところもあり、予算面の厳しさもあったんですけど、受益者負担ということで、保護者のほうに負担をしていただくということで、ただ就学援助費がありまして、教材等についてもある一定の上限はありますが、補助があると思いますので、その中でやりくりをしていくという形にはなるとは思いますが、それだけに、補助

がある、オンラインだけに特定した補助があるというわけではありません。

○教育長

北島委員。

○北島委員

はい。現状分かるんですけども、やっぱり生活困窮者の問題っていうのは、受益者負担というものとは切り離して考えていただきたいなと思いますし、受けたくてもお金がないってところの教育の格差っていうのが出てきますので、このことだけではなくて、全てのことについて、やはりいわゆる検証というものが必要なと思っております。

ぜひ、今後の課題として設けていただいて、どうしてもやはり受けたいけども、学費がそこに充てるものがないということであれば、やはりご検討いただきたいなと。これ以外の政策でもそのように思いますので、よろしくお願いします。

それと二つ目ですがよろしいですか。教育総務課のほうから、総合教育会議についてのテーマということで、現状で何か腹案っていうのは、事務局のほう持ってらっしゃるんでしょうか。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

特に、まだ教育委員会内で検討はしていないところです。

○北島委員

6月12日までっていうことなんですけれども、できればこの場でちょっと参考意見としてお伝えできればなあと思ってます。私として今気になっているところっていうのは、昨日の研修会、私不登校（問題を扱う部会）だったんですね。やはり本当に高止まりしている状況ということで、10年ほど前からすると特に小学校がもう倍ぐらいになってきておる。

で、先ほどありました中1のプロブレムということで、中1中2あたりっていうのもやはりぐっと高くなってきてまして、私のグループでも、教育委員の中に小児科の先生がおられて、非常に珍しいなと思うんですが、非常に貴重な意見をたくさんお伺いしたんですけれども、やはり、もう子どもさん本人のだけの問題ではなくて、家庭環境であったりとか、そこから先ほどの生困（生活困窮）にも関係するんですが、いわゆるそういった負の連鎖っていうのが世代にあると。小児科の先生が多分80代ぐらいだったんで、もう（複数）世代にわたって見られてるんでしょうね。

そういったこともあるので、やはりこの不登校の問題っていうのは、しっかりと教育予算にも関わる部分ではあると思うんですけども、議論したほうがいいなと思うのと、複数幾つかあるんです、すみません。

今日の議案にもありました、コミュニティ・スクールっていうところが、今少しずつ形は

整ってきてるんですが、そこで関わる地域の皆さんも、高齢化の問題もありますけども、そこを学校というものを地域の中心にしながら、どういうふうに地域づくりしていくかっていうところも視点として非常に重要なと思うんで、市長との議論といいますか、意見交換については、非常にいいテーマなのかなと思います。

もう一つ、当然もう皆さんが、気にされてる学力なんですけど、これについては、前回の総合教育会議で、学力については教育委員会にお任せするって言われたんで、なかなか議論の発展がないのかなとは思いますが、その辺りは総務部長であられた下田次長がよくご存じかもしれませんけれども、そういう意味で大きく三つ、私としては考えておりました。特に不登校と、それからコミュニティ・スクールというのが、特に議論としてできればと思います。もちろん、教育長が新たに就任されたということで、当然市長さんのご意向でもあるわけなんですけれども、新たな教育長としての教育方針っていうのも当然あらわれて、今年度以降の施策にもそこが反映されていくと、前提としての市長とのそういったやり取りといいますか、考え方の合意形成ってのはされてると思うんですが、改めて総合教育の会議の場で、我々教育委員も含めて、そういったいわゆる課題共有であったりとかいったようなところがあれば、そこはプラスアルファといいますか、一つのテーマとしてあってもいいのかなと思ったところです。ということで、メールに代えさせていただきますはい。よろしくお願いします。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

北島委員どうもありがとうございました。確かに総合教育会議の過去を見てみますと、一つのお題だけじゃなくて、時間配分とかもあるのかもしれないとでしょうけども、言われますように、不登校、コミュニティ・スクール、学力向上、あとはもう新しい教育長が就任された中で、また、市長との合意形成、教育行政の進め方、そういったことも含めまして、一つ、議題として上げさせていただければなと思ってますけども、大丈夫ですかね、この件に関しては。

○教育長

はい、ほかの委員の皆様から何か。

○教育総務課長

一応そういった方向で、あとは事務局のほうで。もしどうしてもっていうものがあれば、先ほど言いました期限までに取り急ぎメールでいただければ、またこちらのほうで検討させていただきたいと思っております。それでまた次回6月の定例教育委員会のときに、また議題こういったテーマで、今のものも含めて、また確認をさせていただければと思っております。

○教育長

はい、武宮委員。

○武宮委員

すみません少しちょっと関連するかもしれないので、お伝えしておきたいのですが、1点目、学校教育課の報告の中で、先ほど北島委員さんからもありました、放課後オンライン学習会のことにつきまして、昨年度だったかお話しさせていただいたかと思うんですが、この自宅でのお試し授業の時間帯が、ちょうど多くの子が学童保育に通ってる時間帯と重なっていたということがあります、急にその話が降ってきて、その対応に困ったということがありました。

これを推進していく上で、市連、学童の連絡協議会やこども課（こども健康課）との連携も図りながら、多くの子が参加できるような環境を整えるというのは一つ大事なことじゃないかと思います。先ほど北島委員のご提案にありました、学力向上ということを考える上で、このことも関連してまして、放課後の子どもたちの学習の状況、家庭学習なんですけども、これについても、先日、学童の連絡協議会の中で宿題についてのことが話題に上がりまして、各クラブがどんなふうに子どもたちに放課後宿題をさせているのかがあって、それぞれやっぱり考え方も違うし、取組方も違うということでしたが、多くのクラブがそこで宿題をさせているという現状があります。そういった意味では放課後の子どもたちの学習状況、家庭での学習状況ってということも、もう少し掘り下げてみてはどうかなということを思っておりますので、お含みいただければと思います。

それからもう1点、教育総務課の吉浦課長さんのほうからご丁寧にご説明いただきました高校の件ですけれども、3月の定例教育委員会の中で、この市内高校の入学支援事業が打ち切られるということをお聞きした後に、私も西彼杵高校のCS（コミュニティ・スクール）や育友会に関わっておりますので、いろいろご意見聞きましたところ、やはり大変残念だというご意見、あるいは反対というご意見を多数いただきまして、いろいろ耳にしておられると思いますが、そのことを改めてお伝えしておきたいと思っております。

確かに対費用効果っていうのがなかなか見られにくかったという点はあると思うんですが、入学の際にかかる制服等の費用につきましては、多くの保護者さんが助かったということをおっしゃっておりましたので、今後、魅力向上の事業をどういった形で進めていくか、なかなか難しいと私も聞いておりますので、なかなか難しいことでありますが、こういったことが新たにできるようになったとか、こういったことを考えられるというようなことを、よりこう丁寧に、学校や保護者に説明しながら、それに代わる案というのをご提示していただければなと思っております。ちょっと感想のようなことですが以上です。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

武宮委員からの5万円支援のカットっていうところ、3月の定例会で承認いただいたわけ

ですけども、理由としまして先ほど委員が言われますように、なかなか5万円支援するから、その学校を選ぼうっていうところになかなか結びつきが難しいっていうところが、やっぱり行政のほうとしては考えたところです。

ただ5月19日に、先ほど言いましたイキイキ活性化コンソーシアムの会議があって、その中でこの5万円については、再度検討するということを市長が発言されまして、はい。検討するとか、できれば続けていきたいというような発言がありまして、私、後ろで（聞いていて）ちょっとびっくりしたんですけど。

その5万円の支援を、実際今までと同じで、そのまましますよっていうのか、また新たな視点で5万円の支給に代わるもの、あるいは5万円の支給、そういったところを市長部局と検討せんばいかんかなと、私個人的に思ってるんですね。続けるなら続けるで。ただ、今の魅力向上の5万円をそのまま続けますよっていうのも、じゃあ、私たちのやめた判断は何だったんだっていうところがありますので。そこは、市長が政策的にやるって言われれば、うちはもう何とも言えんところがありますけど、それを根拠立てて、やりますよって（方向に）、どう持っていけるかなというところは、ちょっと検討せんばいかんかなと考えているところです。

これちょっと情報までに、そういった発言が公式の場でそういった発言があったということですので、そのときにPTA連合会の会長さんがいらして、その方が、発言されたんですよ。5万円無くなるんですかって。そしたら市長がそういった答弁をされたんです。その辺はまた、ちょっと市長部局とも調整をしながら進めていかなきゃならないと思っております。以上です。

○教育長

ほかにありますか。学校教育課長。

○学校教育課長

武宮委員さんご意見ありがとうございます。放課後オンライン学習の導入時、私も大瀬戸小の校長をしていました。そのときに、やはり同じように、時間を設定してリアルタイムでっていうのは難しさをちょっと感じていたところもあります。で、その当時はただ、録画機能があって、アーカイブ配信もされていたということで、そこに私も期待をして、アーカイブを見て、主体的に学んでほしいと思ったんですけど、例えとしてふさわしいかわかりませんが、何かテレビも録画しとったら、なかなかこう見ないというのと同じで、状況を把握したところ、ほとんどその再生回数がなかったというところで、ちょっと改善の手だてで呼びかけもしたんですけど、なかなかアーカイブの活用がされなくて、そのリアルタイムのほうに大きくかじを切ったというところ。学童、それから家庭、学校と三位一体で放課後の学習をどう作っていくかというところはとても大事な部分になりますので、お互いの思いをやっぱり共有して、学童さんにやっぱりお任せするだけじゃなくて、家庭でやっぱり学んでいるところを、ご家庭の保護者の方も見て、声をかけたり、見守ったりする時間も大事だと思いますので、その辺どこかで協議をできれば1番いいのかなと思っています。武宮さんも思いを話していただいて、学校にもいろいろお話しください。今後ともよろしくお願い

いします。

○教育長

ほかにございせんか。よろしいですかね。では、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。（午前10：45分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
